

管理コード	要請事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	観光提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管関係府県
0620010	平和巡礼特区	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第3号	61の国・地域の外国人が、在留資格「短期滞在」に該当する活動を行う場合、査証を免除している。		外国人が平和について学ぶ、あるいは認識を深めることを目的とする観光目的で我が国へ入国する場合には、60日以内の「短期滞在」という在留資格が認められ、査証が必要な場合には、在留資格が認められたことに伴い、通常で検査日程度で検査されること。「広島平和巡礼」という特別な在留資格(在留期間は平和巡礼終了まで)を規定し、その際、査証は免除とする。	提案理由: 広島を名実共に世界の平和の聖地とするための『平和巡礼都市 HIROSHIMA ブランドの確立』を目的として、地籍人類の存在を促進させるために独自の法整備を必要とする。目指す事は、ヒロンマ島の国、民族、宗教を超えた真の平和体験空間。 「広島再生」には内湾中心の経済活性化が必須であり、雇用創出の観点からも、魅力溢れる広島観光まちづくりの推進を求め、一土土本観光事業「未来の世界遺産『パワームーン』の街 HIROSHIMA』推進の契機とした。	C	外国人の入国後その滞在地域を限定することは困難と考えられるため、特定の地域を訪問する者を対象として査証を免除することは困難である。	右提案主体からの意見に対して回答された。	ご回答は、一方的な物言いに見受けられます。「平和巡礼」とは、概なる「観光目的」「平和体験学習」ではなく、ヒロンマ島の歴史を踏襲するためのシステムであり、「平和巡礼」において「民族・宗教を超えての真の平和対話」をHIROSHIMAにおいて日本化して行うという目的を掲げた世界平和の場です。その命題を「平和巡礼」と指定する提案に対して、一方的に「困難」と考えられるのはいかなるものなのでしょうか…	C	IV	査証の目的は、入国管理上問題のないと思われる外国人を受け入れる一方、我が国の利害を害する行為を行うおそれのある外国人の入国を排除することにある。我が国は61か国・地域に対して「短期滞在」のための査証を免除しており、我が国に入国する外国人の約8割は査証なしで入国している。外国人の入国後その滞在地域を「平和巡礼地域」に限定することは困難と考えられるため、「平和巡礼特区」参加者を対象として査証を免除することは困難である。		1 0 2 3 0 1 0	ワールド・ピース・ヒロシマ	広島県	法務省 外務省	
0620020	医療ビザの創設	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第3号	外国人が、医療機関受診のための0日を超えない「短期滞在」に該当する場合には、「短期滞在」査証を免除している。		外国人患者が、日本国内の高度先進的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする。	旅行の出入国管理及び難民認定法では、外国人患者が日本の医療機関で受診する場合、短期滞在ビザを申請し、0日間の滞在が可能だが、病院によっては、その期間内に十分な治療が行えないケースもある。 高度医療を必要とする外国人のニーズに対応するため、外国人患者が日本国内の高度先進的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする必要がある。	D	医療機関受診のために「短期滞在」査証を申請する場合、申請に必要な書類を明確化することにより、外国人の査証取得の便宜を図ることとする。	「規制・制度改革に係る対応方針」(平成22年6月18日閣議決定)及び「新成長戦略」(同年6月18日閣議決定)を踏まえ、「いわゆる『医療滞在ビザ』に関する査証の取得を明確化する時期及び方向性について言及した上で、右提案主体からの意見に対して回答された。	関係団体より、「人道的見地から、外国人患者が日本国内の医療機関等を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで滞在できる査証(医療滞在ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする必要がある。この場合、①査証を目的とせず、外国人患者に対し医療機関に準じた自費診療を有する。②患者を受け入れた医療機関の地域・長への医療提供体制・支援を要せぬよう、国として、施設・支援を行う。③医療機関等の外国人受入体制を整えている。④国は、外国人患者の受入医療機関に対し定期的に査証を行い、これらに問題がある場合は発給を拒否するとともに、査証結果を公表することが必要。」との意見が有っており、制度検討に当たり配慮願いたい。	D	IV	「規制・制度改革に係る対応方針」(平成22年6月18日閣議決定)及び「新成長戦略」(同年6月18日閣議決定)を踏まえ、「いわゆる『医療滞在ビザ』に関する査証の取得を明確化する時期及び方向性について言及した上で、右提案主体からの意見に対して回答された。	1 0 3 0 0 1 0	兵庫県	兵庫県	法務省 外務省		
0620030	沖縄県において、中国からの団体旅行者に対する観光促進事業	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第3号	61の国・地域の外国人が、在留資格「短期滞在」に該当する活動を行う場合、査証を免除している。		中国人の団体観光客が、沖縄県へ観光目的のため直行便で入国する際、無査証(ビザなし)入国を認める	韓国・韓国・チェジュ島では、特別自治制度の中の無査証入国を認めた(一定の条件があるが)ことで、観光地チェジュの名前が世界に広がり、大変魅力的な地域と変わった。日本でも中国からの観光客受入基盤整備が行われ、官公庁や大企業の幹部で年収の万円(約80万円)以上か、クレジットカードのゴールドカードを持っていれば査証を免除(1人が条件を満たせばその家族も免除を受けられる)する新制度によって、観光客が急増する期待がもたれているが、沖縄県においてはチェジュ島と同じ島の特色を活かして無査証入国を認める規制緩和を行うことで、観光客の誘致を促し、基地の町からの脱皮、観光産業による地域再生につながる効果を作る。 一方、特例の適用にあたって治安の問題、失窃などが懸念される中、①団体観光の観光業者登録 ②旅程の明確な管理 等の弊害発生防止の措置をつくり、対応するものとした。	C	外国人の入国後その滞在地域を限定することは困難と考えられるため、特定の地域を訪問する者を対象として査証を免除することは困難である。	右提案主体からの意見に対して回答された。	沖縄県は、観光のさらなる発展を掲げ、2007年にビジョン沖縄を立案した。ビジョン沖縄の目標達成には、外国人観光客、特に経済成長が顕しい、中国からの観光客が重要となる。沖縄は島嶼であり、移動手段は飛行機、または船舶の利用が必須となることから、特に団体観光客の管理については、他の都道府県には比べて容易であると考えられる。そこでビザではなく、団体観光客向けに限り沖縄限定の短期観光査証を新設し、簡素化したの発給を提案する。簡素化により、年間所得等の要件は現行の通りとし、即日発給等、期間延長を第一目標とする。また、オーストラリアのETAS同様、インターネットを利用した電子入国許可制度も検討する。	C	IV	外国人の入国後その滞在地域を沖縄に限定することは困難と考えられるため、沖縄を訪問する中国人観光客のみを対象とした査証を発給することは困難である。なお、中国人団体観光客については、現行においても、渡航経費と非能力が確保できれば査証を免除している。また、査証は、申請がなければ、申請から5労働日以内に発給しており、これは、中国人観光客も同様である。	1 0 5 6 0 1 0	NPO法人第三世界ジョブ基金	沖縄県	外務省		